

○国土交通省告示第千四百四十二号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の五第一項において準用する同令第九十四条第一項第七号及び第九号の規定に基づき、無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示を次のように定める。

平成二十七年十一月十七日

国土交通大臣 石井 啓一

無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示

1 航空法施行規則（以下「規則」という。）第二百三十六条の五第一項において準用する規則第九十四条第一項第七号の告示で定める物質及び物件は、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千九十四号）第一条の二各号に掲げるものとする。

2 規則第二百三十六条の五第一項において準用する規則第九十四条第一項第九号の告示で定める物件は、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）別表第1の品名の欄に掲げるもの（分類番号が9のものに限る。）とする。

附 則

この告示は、平成二十七年十二月十日から施行する。